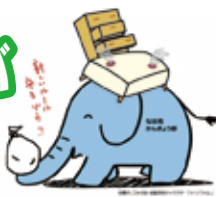


4月1日の
収集より

ごみ出しのルールが
変わります!



変更その1

そ大ごみ処理手数料が変わります。

ごみ処理に必要な経費を公平に負担していただくため、料金体系を改定します。

現行	平成28年4月1日の収集以降
一律300円	大 600円 ※1㎡以上のものまたは10kgを超えるもの 小 300円 ※大以外のもの

※現行のそ大ごみ処理券(300円)に変更はありません。

変更その2

スプリング入りマットレス等の
収集・処理を開始します。

スプリング入りマットレス等は、処理が困難であったため、これまで市では収集を行っていませんでしたが、次のとおり収集を開始します。

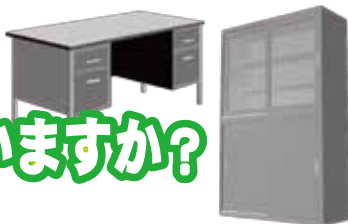
平成28年4月1日の収集以降		
スプリング入りマットレス		2,400円／個
スプリング入りソファ	2人掛け以上	1,800円／脚
	1人掛け	1,200円／脚

※最寄の販売店に取扱いがない場合は、「そ大ごみ処理券」(300円)で代用が可能です。
必要な金額分を貼付してください。

そ大ごみ・スプリング入りマットレス等の収集お申込みについて

- ① クリーン推進課(889-3567)へ電話にてお申込み ※平日8時30分～17時
- ② 申込時に収集日・受付番号・処理券の購入について確認
- ③ 処理券をスーパー等で購入
- ④ 処理券に②で確認した受付番号を記入し、処理するものに貼る
- ⑤ ②で指定された収集日の朝8時30分までに出す

事業者の皆さん!
『ごみ』正しく処理していますか?



「事業系ごみ」とは?

事業活動(※1)に伴って発生する「ごみ」のことをいいます。「産業廃棄物」と「一般廃棄物」があり、区分ごとに正しく分別しなければいけません。

区分によって分別が違うのはなぜ?

処理を行う施設が違うためです。一般廃棄物は、那覇・南風原クリーンセンターで、産業廃棄物は、産業廃棄物処理施設で処理を行います。

どのようにして処理するの?

事業系ごみは那覇市では収集していません。
区分ごとの収集運搬許可業者へ委託するか、区分ごとの処理施設へ直接搬入してください。

ごみ処理を委託する場合、許可を受けた業者と委託契約を行い、ごみの適正処理が行われていることを確認するようにして下さい。

ごみの収集運搬及び処理を無許可業者へ委託した場合、**刑罰(※2)の対象となりますので、ご注意ください。**

(※1)会社等の営利を目的とするもののほか、自治会や学校、福祉施設等の公共サービスも含まれます。
(※2)5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又は、この併科(廃棄物処理及び清掃に関する法律第25条第1項第6号)

●詳しくは、廃棄物対策課のホームページをご覧ください。
事業系ごみの適正な収集運搬・処理にご協力よろしくお願いします。

お問い合わせ 廃棄物対策課 ☎951-3231

おしえて!マイナンバー制度 第9回



個人事業主のみなさんへ

マイナンバー制度の開始により、事業主のみなさんは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバー(個人番号)を取得し、適切に管理・保管する必要があります。今回は、導入・管理と保管のためのチェックリストを紹介するので参考にしてみてください。

担当者の決定とマイナンバーの取得

- ☐ 扱う人を決める。(給料や社会保険料を扱っている人など)
 - ☐ 従業員へ利用目的を伝える。(源泉徴収票作成、健康保険・厚生年金保険届出、雇用保険届出など)
 - ☐ 従業員から取得の際、番号および身元の確認をする。
- (①個人番号カードか、②通知カードと運転免許証などで確認)

※身元の確認が十分できている場合は、番号だけを確認。
※アルバイトやパートの方も、番号確認および身元確認が必要。

マイナンバーの管理と保管

- ☐ 記載されている書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管する。
※無理にパソコンを購入する必要はありません。
- ☐ インターネットに接続されているパソコンは、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策をとる。
- ☐ 退職や契約の終了などでマイナンバーが不用になったら、記載されている書類は細かく裁断し廃棄する。
- ☐ パソコンで保管している場合はデータを削除する。



■くわしい情報は、こちらへ 公式サイト

- ① [マイナンバー総合フリーダイヤル] ☎0120-95-0178 (無料)
 - ② [制度について] ☎0570-20-0178 (有料)
 - ③ [通知カード・個人番号カードについて] ☎0570-783-578 (有料)
- 平日: ①・② 9:30～22:00 / ③ 8:30～22:00 土日祝: ①～③ 9:30～17:30

■お問い合わせ 個人番号カードの交付等について ハイサイ市民課 ☎862-3274
上記以外のマイナンバーに関して 情報政策課 ☎861-0350

障害者差別解消法が施行されます

4月1日より

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称:障害者差別解消法)」が4月1日より施行されます。

障害者差別解消法とは?

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が禁止されます。
※ただし、民間事業者における合理的配慮の提供は努力義務となります。

『不当な差別的取扱い』や『合理的配慮をしないこと』とは?

- ★不当な差別
 - ・車椅子だからというだけでお店に入れない
 - ・障がいがあるという理由だけでアパートを貸してもらえないなど
- ★合理的配慮をしないこと
 - ・障がいの特性に応じた方法(筆談、読み上げなど)を取り入れない
 - ・情報が伝わるように対応を工夫しないことなど

障がいのある人への差別をなくし、
共に生きる社会を目指しましょう!

障害者差別解消法に関する詳細は、内閣府ホームページ
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)

お問い合わせ 障がい福祉課 ☎862-3275

平成28年
3月分から

協会けんぽ沖縄支部の健康保険料率が下がります

広告



協会けんぽ沖縄支部の健康保険料率

※健康保険料率は加入している都道府県支部毎に異なります。
※介護保険料率は27年度と同率の1.58%(全国一律)です。

現行
9.96%

平成28年3月分～
9.87%

健康保険料率の変更は、**平成28年3月分(4月納付分)**からの適用となります。

※任意継続被保険者の方の保険料率は平成28年4月分(4月納付分)から適用されます。

- ◆健康づくりは幸せづくり ～年に1回は健診を受けましょう～
- ◆在職時の保険証が使用できるのは**退職日まで**です。
退職の際はすみやかに勤めの事業所へご返却ください。



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

お問い合わせは ☎098-951-2246

協会けんぽ沖縄

検索